

佐賀西部広域水道企業団における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年4月1日

佐賀西部広域水道企業団
企業長 北 島 修

佐賀西部広域水道企業団（以下「企業団」という。）における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、企業長が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成38年3月31日までの10年間とする。

なお、中間年度である平成32年度に本計画の進捗及び企業団の実情を検証しながら改定を行うものとする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

企業団では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、企業長を委員長、課長級以上の職員を委員とする女性職員活躍推進委員会を設置し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27

年内閣府令第61号)第2条に基づき、企業団において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、企業団において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

【採用関係】

- (1) 事務職の採用試験(第1次試験)実施時には、採用試験の受験者総数に占める女性割合を40%以上をすることを目標とする。
- (2) 技術職の採用試験(第1次試験)実施時には、採用試験の区分に応じ、受験者総数に占める女性割合をそれぞれ下記以上をすることを目標とする。
 - ア 土木、電気、機械……10%以上
 - イ 化学……40%以上

【勤務関係】

- (3) 平成32年までに、職員の年次休暇の平均取得率を、平成27年の実績(53%)より10%以上引き上げ、60%以上にする。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、企業団において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

【採用関係】

- (1) 受験案内を大学、高校などに持参する際は、就職担当者に対して、他企業団での女性職員採用事例や業務内容など、女性が十分活躍できる職場であることなどの説明を行う。
- (2) 受験案内の広報については、構成団体の広報誌への掲載を早期に依頼するとともに、構成団体以外の近隣市町に対して掲載依頼

を行う。

【勤務関係】

- (3) 平成28年度より、夏季休暇取得可能期間（7月1日から9月30日）において、夏季休暇と併せた年次休暇の取得推進を図る。
- (4) 平成28年度より、制度が利用可能な男性職員の出産補助休暇、配偶者出産時育児休暇及び育児休暇の取得推進を図る。
- (5) 平成28年度より、快適な職場環境作りのため、全職員を対象に、接遇、メンタルヘルス、セクシャルハラスメント及びパワーハラスメントなどの研修を定期的実施する。